

# 日常生活自立支援事業

## 1. 日常生活自立支援事業とは

---

**日常生活自立支援事業**とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が、地域で自立し安心して生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

この事業は県社協から県内の各市町村社協に委託し、利用者との三者契約により実施されています。

そのため、希望しなければ**解約し利用を終了**することができます。

厚生労働省では、全国に広くこの制度を利用できる体制を整備するために、全国的な組織である社会福祉協議会を中心とした事業としました。

## 2. 成年後見制度と日常生活自立支援事業

---

成年後見制度と日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方を支援する権利擁護に資する仕組みという点で共通しています。

日常生活自立支援事業は、契約能力がある方を対象にしており、一方、成年後見制度は、契約能力の有無ではなく、判断能力の低下の程度に応じて後見人等が本人の生活を護る（まもる）制度です。

このため、本人の判断能力やニーズに応じて、適切に、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への移行が求められています。

※表④成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係を参照

### 3. 援助の範囲

---

本事業は以下の4つが主な援助の範囲です。

- ①福祉サービスの利用、または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ④日常的金銭管理として（年金および福祉手当での受領に必要な手続き・医療費を支払う手続き・税金や社会保険料・公共料金を支払う手続き）

また、①および②の福祉サービスの利用援助として

- ⑤日用品などの代金を支払う手続きでは、①～④の支払いにともなう預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れ手続き、書類などの預かりサービス（保管でいる書類当として：年金証書・預貯金の通帳・権利証・契約書類・保険証書・実印・銀行印・その他実施主体が認めた書類）

等があげられます。

### 4. 事業の対象者

---

次の①および②に当てはまる方が対象となります。

- ①認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難である方（障がい者手帳の有無に関わらない）
- ②本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方

また、利用できない方は以下の通りです。

- 判断能力は問題ないが金銭管理ができない方
- 判断能力にまったく問題のない身体障がいのある方
- 世帯契約（ご本人との契約なので、世帯でサービスが必要な場合でも個々人と契約します）
- 判断能力が著しく低下し契約締結能力がない人（成年後見制度の検討）
- 本事業に対する利用意思がない人（ご本人との委任契約のため支援者が希望しても利用できません）